

第34回「公証週間」のお知らせ

日本公証人連合会では、国民の皆様方に公証制度についての理解を深めていただくことを目的として、**第34回「公証週間」**（10月1日から同月7日まで）を設定し、全国一斉の広報行事を実施することとしています。

その一環として、盛岡公証人会においても、公証週間中、下記のとおり県内各公証役場において、**無料の公証相談会**を開催することとしています。

記

1 「公証週間公証相談会（無料）」開催について

日時 令和6年10月1日（火）から同月7日（月）までの間の
毎日（土日は要予約）午前9時30分から午後4時まで

場所 県内の各公証役場

盛岡公証人合同役場（盛岡市大通3丁目2番8号
岩手金属工業会館3階
電話 019-651-5828）

宮古公証役場（宮古市宮町一丁目3番5号
陸中ビル2階
電話 0193-63-4431）

一関公証役場（一関市田村町2番25号
電話 0191-21-2986）

花巻公証役場（花巻市花城町10番27号
花巻商工会議所会館3階
電話 0198-23-2002）

※電話（地域の公証役場の電話番号）による相談も受け付けます。

2 公正証書について

公正証書には、遺言公正証書、任意後見に関する公正証書、金銭の貸借に関する公正証書、土地・建物の賃貸借に関する公正証書、離婚に伴う養育費・慰謝料の支払に関する公正証書、離婚の際の年金分割に関する公正証書などがあります。

公正証書は、権利の争いを防ぎ、あなたの財産を守ります。

- ① 公正証書は、国の機関である公証人が作成する公文書ですから、裁判その他の面で極めて強力な証拠になります。
- ② 公正証書の原本は、公証役場の書庫に保存されますから、紛失や改ざんの心配はありません。
- ③ 金銭の支払いを約束した公正証書に、強制執行を認めるという文言があるときは、もし約束した支払いをしないときには、裁判を起さなくても、相手方の不動産などの財産や給料を差押える強制執行ができます。
- ④ 公正証書によって契約することに法律で決められているもの（事業用借地権設定契約、任意後見契約など）は、公正証書を作成しないと契約の効力が認められません。
- ⑤ 遺言を公正証書にしておけば、自筆で書いた遺言書で自らが保管していた場合と違い、遺言者が亡くなった後、家庭裁判所の検認を受ける必要はなく、直ちに、遺言公正証書に記載されたとおりの登記や預貯金の払い戻しができます。これによって、遺産の分配についての相続人の間の争いを未然に防ぐことができます。